

○近畿地方整備局告示第119号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年 6月26日

近畿地方整備局長 池内 幸司

第1 起業者の名称 福井県

第2 事業の種類 県道勝山インター線新設工事（福井県勝山市鹿谷町発坂20字尾山地内から同市遅羽町比島24字下島地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福井県勝山市鹿谷町発坂20字尾山、26字抜砥、25字明堂、9字重家垣内、7字境及び6字松山並びに遅羽町比島1字発坂境、4字下山、2字餅ヶ谷及び24字下島地内
- 2 使用の部分 福井県勝山市鹿谷町発坂25字明堂及び9字重家垣内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県勝山市鹿谷町本郷46字下中野地内から同市荒土町新保5字高山地内までの延長2.65kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道勝山インター線新設工事」（以下

「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道勝山インター線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき福井県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき福井県が道路管理者となることなどから、起業者である福井県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、福井県勝山市鹿谷町本郷46字下中野地内の県道篠尾勝山線との接続部を起点とし、一般国道158号中部縦貫自動車道「永平寺大野道路」（以下「永平寺大野道路」という。）の勝山インターチェンジ（以下「勝山IC」という。）と接続し、同市荒土町新保5字高山地内の一般国道416号との接続部を終点とする延長2.65kmの主要幹線路線である。

本路線が通過する福井県勝山市は、県立恐竜博物館、スキージャム勝山などの豊富な観光資源に恵まれており、多くの観光客が訪れる県内でも有数の観光地である。

しかしながら、本件区間に対応する福井県勝山市鹿谷町本郷46字下中野地内から同市荒土町伊波21字中之割地内までの県道篠尾勝山線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）等が規定する平地部の県道の最小車道部幅員7.5mに満たない幅員狭小区間が約7割が存在していることに加え、荒鹿橋南詰交差点は、えちぜん鉄道勝山永平寺線との踏切も近接してらうえ、五叉路という複雑な

交差点形状であることなどから、危険な交差点となっており、自動車の円滑な交通に支障をきたすなど、幹線道路としての機能が十分に発揮していない状況にある。

また、歩道については、約7割の区間に設置されているものの、片側歩道であること、幅員2m未満の狭隘区間が5割以上であることから、歩行者の安全な通行が著しく脅かされている状況にある。

さらに、平成28年度に予定されている永平寺大野道路の全線供用に伴う交通量の増加により、勝山ICでは8,700台/日の出入り交通量が見込まれ、現道において、交通混雑及び交通事故発生の危険性が予想される。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な2車線道路が新たに整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、自転車歩行者道路が整備されることにより、歩行者等の安全な通行も確保することができる。さらに、勝山ICへ直結するアクセス道路としての機能を発揮させることで、北陸及び関西圏への観光圏の拡大が図られ、地域産業の活性化に寄与することとなる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるアラレガコ生息地、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、アジメドジョウ及びアカザが確認されている。このうち、アラレガコ生息地については、現地

調査において生息は確認されなかったが、常時流水を避けた橋脚の配置、仮締切設置に際しての設置範囲の最小化及び礫詰土のうの使用等の保全措置を講ずることにより、環境への影響は低減できると予測されている。スナヤツメ、アジメドジョウ及びアカザについても、上述の保全措置を実施することにより、生息環境への影響に関しては低減できるものと予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、このうち5箇所については福井県教育委員会と調整のうえ発掘調査等が完了しており、記録保存等の適切な措置を講じている。残る1箇所についても福井県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ること及び永平寺大野道路の勝山ICとの接続を目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づき、バイパス方式により自転車歩行者道を備えた2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道拡幅案のほか、トンネル案及び谷間通過案（以下「申請案」という。）の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、取得必要面積は3案中最も大きいのが、支障となる物件及び宅地は少なく、地域住民に与える影響は少ないこと、工事期間が最も短いなど施工性に優れていること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越

すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、幅員狭小区間、五叉路及び鉄道との平面交差が存在することなどにより、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたし、歩行者等の安全な通行も確保されていないこと、平成28年度に予定されている永平寺大野道路の全線供用に伴う交通量の増加が見込まれていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、勝山市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。